

第**3**章

災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

全 部

収集・連絡された情報に基づく判断により、町は関係機関と連携をとりながら応急対策の実施体制をとる。

町における活動体制のうち災害対策本部の設置については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備体制等については、次により行う。

1 活動体制

災害対策活動を円滑に実施するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる（浅間山の噴火警戒レベルについては、資料13-2参照）。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
第一次警戒体制	○事態に対処するため、情報収集、伝達を行う。	○浅間山の噴火警戒レベル2が発表されたときで、町長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル2からレベル1に切り替えられたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
第二次警戒体制	○各部局連絡網の確認、情報収集・伝達等を行う。 ○各部局が所管する施設、危険箇所等の点検・パトロールを行う。 ○状況により、災害警戒本部を設置する。	○浅間山の噴火警戒レベル3が発表されたときで、町長が必要と認めたとき。 ○第一次警戒体制の状況で町長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル3からレベル2に切り替えられたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速や	○浅間山の噴火警戒レベル3が発表され、災害のおそれがあるとき。 ○その他町長が必要と	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○噴火警戒レベル4・5からレベル3に切り替えら

	かに災害対策本部を設置し、応急対策が円滑に実施できる体制とする。	認めたとき。	れたとき。 ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
緊急体制	○広域的又は大規模な災害に対処する体制とする。 ○災害対策本部を設置し、町の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要な人員による体制を構築する。	○浅間山の噴火警戒レベル4・5が発表されたとき。 ○大規模な火山災害が発生した場合で、町長が指示したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	活動開始基準に該当したときから次に該当するときまで ○町長が配備の必要がないと認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 総務課長は、噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに理事者に報告をし、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に通知する。

イ 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は理事者に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は噴火警報・予報等を入手したときは、直ちに総務課長（連絡がとれない場合は防災情報係長）に報告をする。

イ 当直者より報告を受けた総務課長（防災情報係長）は、理事者に報告をし、その指示により、参集範囲を決定し、メール配信及び電話等により、関係職員へ連絡する。噴火警報（居住地域・噴火警戒レベル4）以上が発表された場合には災害対策本部会議を開催するため、各課長等に登庁するようメール配信及び電話等により通知する。

ウ 関係各課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は理事者に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(3) 職員の自主参集

職員は、噴火警戒レベル2以上が発表された場合には、噴火警戒レベルに応じて次の「3

動員配備体制の一般的基準」に基づき、自ら参集する。

3 動員配備体制の一般的基準

部 名	所属課等	第一次警戒体制	第二次警戒体制	非 常 体 制	緊 急 体 制
本部会議 (町長、副町長、教育長、 課長等)			災害警戒本部 (警戒対策課長 会議)	災害対策本部	災害対策本部
理事者		町長 副町長 教育長	町長 副町長 教育長	町長 副町長 教育長	全職員
総務部	総務課	課長 所属係長全員 防災情報係	所属職員全員	所属職員全員	
	消防課 (消防署)	課長 所属係長全員	所属職員全員 消防団長	所属職員全員 消防団長	
財政対策部	企画財政課		課長	課長 所属係長全員	
災害調査部	税務課		課長	課長 所属係長全員	
会計対策部	会計課		会計管理者	会計管理者 所属係長全員	
住民生活対 策部	町民課		課長 環境衛生係長	課長 所属係長全員	
	保育園		保育園長	保育園長 保育園主任(係 長)	
保健福祉対 策部	保健福祉課		課長	課長 所属係長全員	
産業経済対 策部	産業経済課		課長 所属係長全員	所属職員全員	
建設水道対 策部	建設水道課		課長 所属係長全員	所属職員全員	
教育対策部	教育委員会		教育次長	教育次長 所属係長全員	

議会対策部	議会事務局		議会事務局長	議会事務局長 所属係長全員
-------	-------	--	--------	------------------

※1 各課長（各部長）等は災害状況により人員を増減することができる。また、総務課長は時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

※2 各体制において、掲載のない職員は自宅待機とする。

4 広域的応援体制

他市町村との相互応援協力及び県外への応援要請の具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずる。

5 自衛隊の災害派遣

災害派遣要請の要領等の具体的な対策は、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

6 火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。

(1) 浅間山火山防災協議会（資料13-8参照）

浅間山周辺の関係市町村、県、関係機関、火山専門家等が連携し、火山防災対策の特殊性を踏まえ、浅間山の火山防災対策の強化を図るため、警戒避難体制の整備等の検討を行う。

第2節 災害発生直前の対策

全 部

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性のある程度は予測することが可能である。町は、被害を軽減するため、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(ア) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

なお、特別警報は噴火警報（居住地域）及び噴火警報（噴火警戒レベル4以上）に位置づけている。

(イ) 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

イ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等（浅間山）

種別	名 称	対象範囲	発 表 基 準 等	レベル	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及 びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が切迫している場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル4	避難準備

警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が予想される場合	レベル3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生が予想される場合	レベル2	火口周辺規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。	レベル1	活火山であることを留意

(2) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3,000メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(4) 火山に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等である。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて定期的又は臨時に発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。

ウ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(5) 特別警報発表時の対応

町は、県、消防庁、東日本電信電話(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合

又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、長野県防災情報システムの活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、広報車、みよたメール配信サービス、緊急速報メール等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(6) 噴火警報・予報等発表時の対応

ア 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

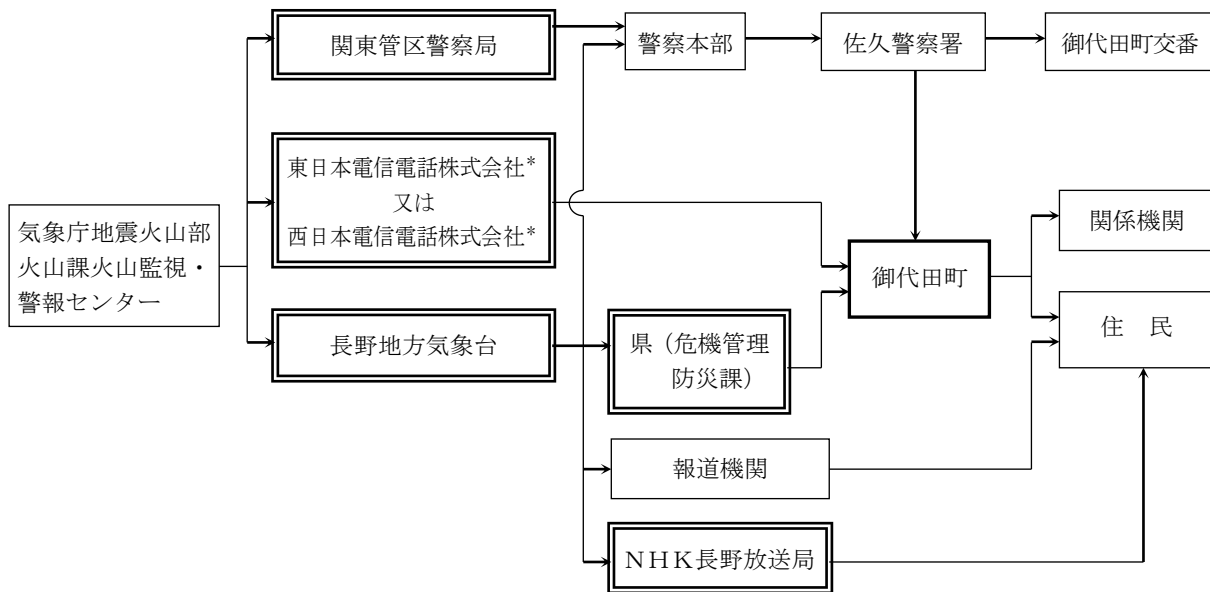
イ 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民等に対して広報活動を行う。

ウ 噴火警報・予報等の伝達の経路については、次図のとおりであるが、町は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民等に対して広報活動を行うものとする。

(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図

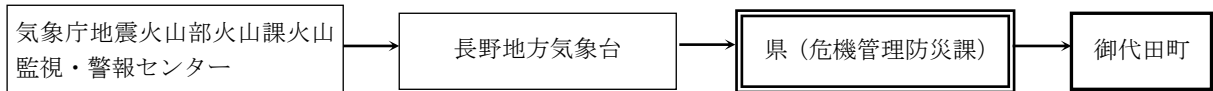


注) 特別警報発表時については、第2編第2章第2節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。

二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定通知先

* NTT東日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、町地域防災計画に定める、町の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

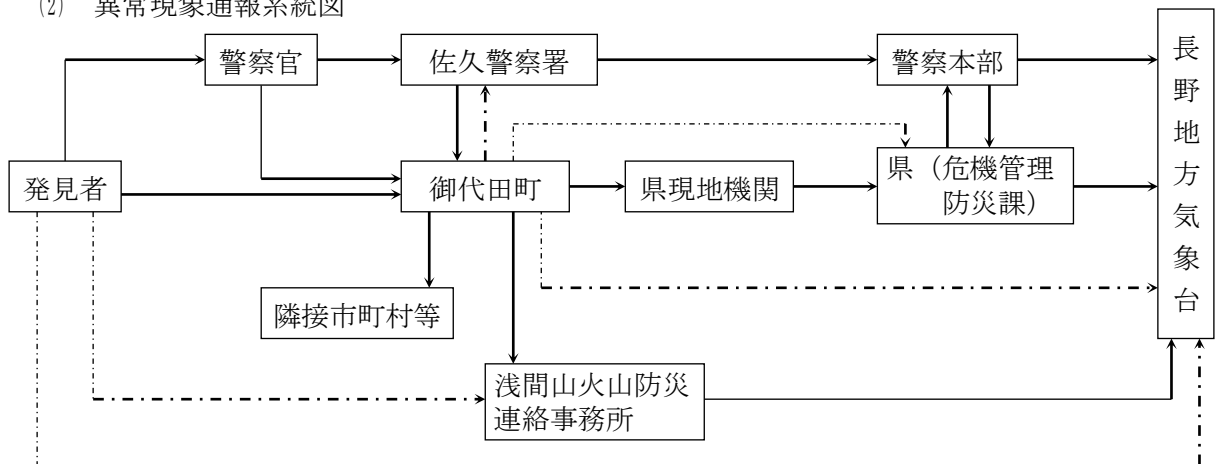
3 異常現象発見の通報

住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。住民は、火山に関する以下のような異常を発見した場合は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化
- イ 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄等の昇華物の顕著な付着、硫黄熔融、地割れの出現、火口底の地形変化
- ウ 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- エ 鳴動：異常音の発生
- オ 火山性地震：有感地震の発生
- カ 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
- キ 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- ク その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体発見等

(2) 異常現象通報系統図



(----- は、副系統を示す。)

4 事前対策措置

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、町は次の措置を講ずる。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

なお、噴火警戒レベル3における火砕流、融雪型火山泥流、土石流に対する防災対応及びレ

ベル4、5は、ハザードマップ、浅間山融雪型火山泥流マップ（資料13-12）、天仁・天明噴火に伴う火砕流及び岩屑なだれの実績図（資料13-7）に基づき対応する。

- (1) 災害対策本部の事前設置等体制の強化
- (2) 噴火警報等の住民への広報
- (3) 登山禁止措置並びにその広報
- (4) 危険区域内の住民及び別荘滞在者、観光客等を安全な場所に避難させるため、本章第7節「避難受入れ及び情報提供活動」により実施するが、状況等により災害対策基本法第63条第1項の警戒区域の拡大等を検討する。
- (5) 防災関係機関への警戒体制強化の要請

5 交通規制及び登山規制等の措置

町長は、噴火警報等の伝達を受け、災害の発生が予想されるときは、噴火警戒レベルに応じてあらかじめ定められた防災対応等（資料13-6～13-8）※により、周辺市町村、関係防災機関等との連携を図りながら、必要な措置を講ずる。

資料13-6～13-8に示された防災対応等は、今後の浅間山火山防災協議会での検討結果を踏まえて、適宜改善を図ることとする。

※ 噴火警戒レベルに応じてあらかじめ定められた防災対応等（資料13-6～13-8）

噴火警戒レベルに応じてあらかじめ定められた防災対応とは、平成19年第2回浅間山火山防災対策連絡会議委員会（平成19年11月29日開催）で構成各機関が合意し、平成19年12月1日から施行した「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書 平成19年11月11日」で定められた防災対応をいう。

第3節 情報の収集・連絡及び通信の確保

全 部

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。このため、町は情報の収集・連絡を迅速に行うこととし、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う。具体的な対策については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

なお、広報内容については以下による。

- (1) 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- (2) 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び火山情報の内容
- (3) 避難に関する事項
 - ア 避難の必要性
 - イ 避難実施に当たっての準備、特に避難時の携帯品
 - ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所
 - エ 交通状況（交通途絶場所等）
- (4) 火山活動の状況
 - ア 噴火地点
 - イ 噴火の状況
 - ウ 噴火の影響
- (5) 被害の状況
 - ア 被害区域
 - イ 人の被害状況（安否情報）
 - ウ 交通施設の被害（特に道路の被害状況）
- (6) 災害対策の状況
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 移動無線局の配置状況
 - ウ 医療救護班の配置状況
 - エ 避難車両の配置状況
- (7) その他必要事項

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

総務部 保健福祉対策部

災害発生後、町は、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救助・救急及び医療活動

災害発生後の被災者に対する救助・救急活動及び負傷者に対し必要な医療活動等の具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

2 消火活動

火災が発生したときは、消防本部及び消防団はただちに出動し、被害の軽減に努める。ただし、噴石の落下等災害状況により、避難を最優先に行う。具体的な消火活動体制については、第2編第2章第8節「消防活動」に準ずる。

第5節 要配慮者に対する応急活動

総務部 保健福祉対策部 産業経済対策部

災害時には、要配慮者が迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。具体的な対策については、第2編第2章第10節「要配慮者に対する応急活動」による。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動

総務部 建設水道対策部

町は、救助・救急・医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するために必要な交通の確保と緊急輸送活動を行う。具体的な対策については、第2編第2章第11節「緊急輸送活動」に準ずる。

第7節 避難受入れ及び情報提供活動

総務部 保健福祉対策部 産業経
済対策部 建設水道対策部 教育
対策部 災害調査部

町は、火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に受け入れることにより、当面の居所を確保するとともに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する。避難収容活動については、おおむね第2編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 避難活動体制

町長は、火山防災マップ等を活用し、火山噴火により住民の生命、身体等に危険があると判断された場合、又は浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果等を踏まえ、必要に応じて避難勧告等を行うとともに、安全に避難者の誘導を実施するなど、迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。

(1) 事前避難

町長は、火山現象に異状が確認され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、事前に住民、登山者及び観光客等に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導する。

避難を勧告、又は指示するときは、指定緊急避難場所を明示し、所定の伝達体制により住民に伝達する。

(2) 緊急避難

町長は、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報（居住地域）を受けたときは、住民に避難を勧告又は指示する。

避難勧告又は指示（緊急）の伝達に当たっては、緊急である旨及び指定緊急避難場所を付言し、諸対策に優先して行う。

(3) 最終避難

町長は、緊急避難ののち危険性が一時的に消滅したと認めるときで、更に遠方に避難する必要があると認めるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送する。

この場合、町長は、浅間山火山防災連絡事務所、佐久警察署その他の関係機関と十分に協

議するものとする。

(4) 受入れ

町長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて受入れ施設を開設し、避難者を受け入れる。

2 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努め、噴火の規模及び噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。

(1) 避難者の誘導方法

ア 指定緊急避難場所への避難経路については事前に標識等により住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。

イ 避難経路を定めるに当たり、周辺の状況を検討し、噴火に伴う二次災害（崖崩れ、地すべり、土石流等）の発生のおそれのある場所は、できるだけ避けるようにする。

ウ 指定緊急避難場所が比較的遠く避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、避難誘導責任者（区長）を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

エ 避難経路の危険箇所には、標識表示、なわ張等をするほか、避難誘導員（消防団員）を配置するようにする。

オ 誘導に際しては、できるだけロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。

カ 避難者には携帯品や幼児等をできるだけ背負わせ、行動の自由を確保できるようにして誘導する。

キ 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

ク 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ケ 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

コ 被災地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、佐久地方事務所を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

(2) 避難勧告等の解除

町長は、避難勧告・指示（緊急）の解除に当たっては、浅間山の火山活動に関する検討会の検討結果を踏まえ行われる県の助言等を参考に、地域住民の生活と安全を十分に考慮した上で決定する。

ア 火山活動の沈静化の確認

イ 生活物資の確保

ウ 情報伝達手段の確認

エ 緊急脱出手段の確保

3 避難所の開設

(1) 避難所の種類、避難体系

町は、次図の避難体系をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所について定める。

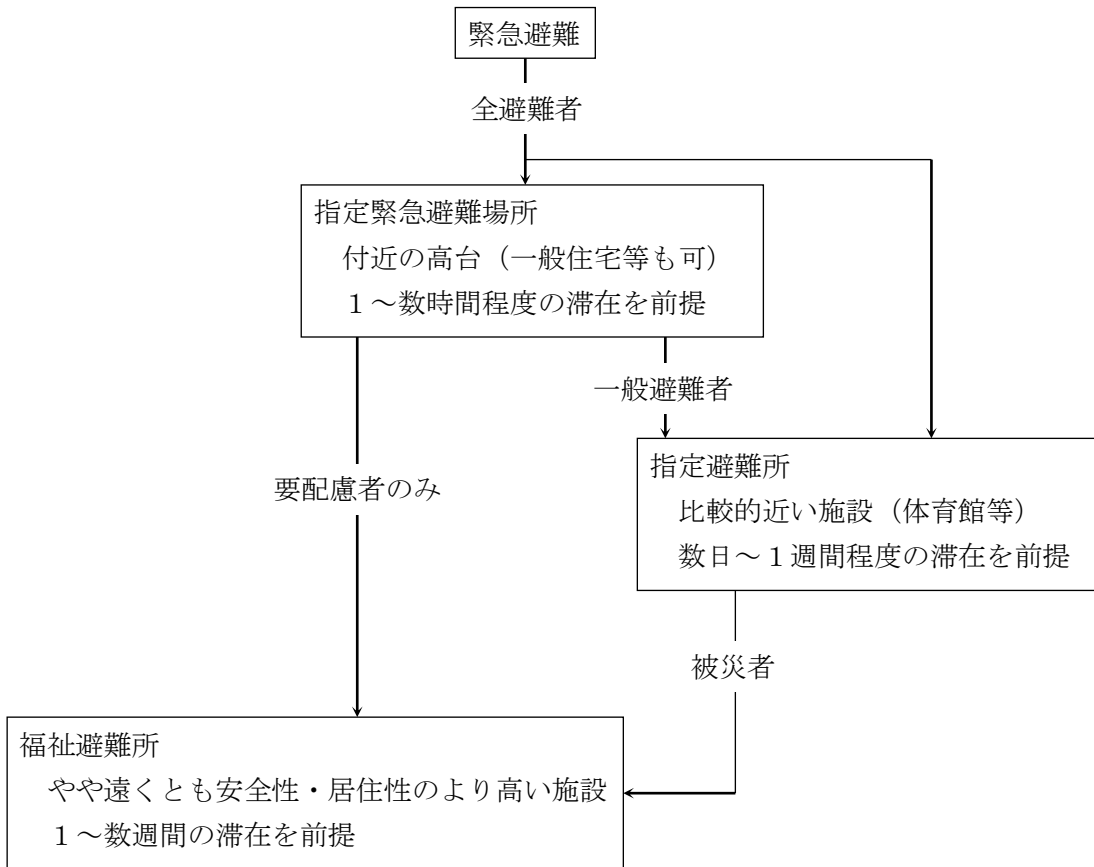
ア 指定緊急避難場所

できるだけ近い付近の高台等の建物とする。公共施設などが無い場合においては、一般住宅等への収容依頼も検討する。原則として、噴火災害の危険が差し迫っている場合にのみ利用することを前提に設定する。

イ 指定避難所

より安全性・居住性の高い、体育館等の施設とする。車両による移動を前提としてもよい。滞在する可能性があることを前提に、暖房施設の配備など居住性に配慮する。

緊急避難の体系



(2) 避難者の把握・安否確認

各避難所ごとに避難者名簿を作成し、受け入れた避難者や住民の安否情報についての確認を行う。

安否確認の際、情報の疎漏や事実誤認を避けるため、親類縁者の居住地に避難するなど、町指定の避難所に避難しない住民は、区長や近隣の住民等にその旨連絡するよう、避難勧告・指示発令の際に広報し、周知徹底を図る。

(3) 学校等における避難の実施

- ア 在校中の児童生徒に対する避難措置は、安全性を考慮して早期に実施する。
- イ 災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難措置を行う。
- ウ 災害の程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置をとらせる。
- エ 校長は、町の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- オ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、障害者等を優先して行う。
- カ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- キ 学校が避難所になり、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- ク 児童生徒が学校の管理外にある場合には、町は、状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

総務部 保健福祉対策部 産業経済対策部 建設水道対策部

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。また、各避難所ごとに飲料水、食料、生活関連物資の供給に当たり避難者のニーズを把握し、それに基づいて必要とされる品目、数量を早急に算定して、公的備蓄物資、流通在庫備蓄物資、近隣市町村からの搬送物資との照合を行う。具体的な対策については、第2編第2章第15節「食料品等の調達供給活動」、第16節「飲料水の調達供給活動」、第17節「生活必需品の調達供給活動」に準ずる。

第9節 保健衛生、感染症予防、遺体の処理等に関する活動

住民生活対策部 保健福祉対策部

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。具体的な対策については、第2編第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」及び第19節「遺体の捜索及び対策等の活動」に準ずる。

第10節 社会秩序の維持等に関する活動

総務部

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、町は、社会秩序の維持のために必要な措置をとる。具体的な対策については、第2編第2章第21節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第11節 施設、設備の応急復旧活動

総務部 建設水道対策部 教育対策部

町は、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための町土保全施設及び火山活動状況の監視、観測施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動

公共施設が被災した際、特に重要な施設で比較的処理の実施が可能な公共施設に対しては迅速に応急工事を行う。具体的な対策については、第2編第2章第28節「建築物災害応急活動」に準ずる。

2 ライフライン施設等の応急対策

生活の再建に不可欠なライフライン施設の応急対策については、町は、関係機関と協力し、迅速な復旧を図る。具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」、第24節「下水道施設等応急活動」及び第25節「通信・放送施設応急活動」に準ずる。

第12節 二次災害の防止活動

総務部 建設水道対策部

町は、火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては、降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

- (1) 繰り返し土石流等の危険が生ずるとみられる場合には、安全な場所において避難施設の整備の推進に努める。
- (2) 降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

第13節 自発的支援の受入れ

保健福祉対策部

社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、町及び県の支援の下に、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。町は、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国籍住民との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。具体的な対策については、第2編第2章第36節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。